議定書

二千十五年十二月十七日に東京で、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）を署名するに当たり、日本国及びドイツ連邦共和国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　協定第二条の規定に関し、所得に対する租税に関する協定の規定は、日本国の事業税、ドイツ連邦共和国の営業税及びこれらの租税に加えて又はこれらに代わって協定の署名の日の後に課される租税であって、これらの租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについて準用する。ただし、これらの租税が、所得以外の課税標準に基づき算定され、又は所得以外の要素を考慮して算定される場合に限る。

2　協定第四条1の規定に関し、ある者は、一方の締約国の租税に関する法令に規定する租税の免除の要件を満たすことによってその所得の全部又は一部が当該一方の締約国において租税を免除される場合においても、当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者であることが了解される。

3　協定第六条から第二十条までの規定に関し、協定の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

4　協定のいかなる規定にもかかわらず、

(a)　日本国については、日本国内において生ずる次の所得又は収益に対しては、日本国においてその法令に従って租税を課することができる。

(i)　日本国の租税に関する課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当

(ii)　債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子

(iii)　匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得又は収益

(b)　ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国内において生ずる所得に対しては、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、ドイツ連邦共和国においてその法令に従って租税を課すことができる。

(i)　当該所得が、利得の分配を受ける権利若しくは信用に係る債権から生ずる所得（匿名組合員として取得する所得を含む。）、利率が債務者の利得に連動する貸付けから生ずる所得又はドイツ連邦共和国の租税に関する法令に規定する利益分配型債券から生ずる所得であること。

(ii)　当該所得に係る債務者の利得の決定に当たり、当該所得が控除できるものであること。

5　協定第十条の規定に関し、

(a)　ドイツの投資基金の受益証券に対する分配金は、配当として取り扱われることが了解される。

(b)　協定第十条の規定にかかわらず、同条2(a)及び3の規定は、株式資本が上場されるドイツの不動産投資信託会社が支払う配当及びドイツの投資基金が支払う配当に対しては、適用しない。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、「ドイツの投資基金」とは、ドイツ連邦共和国の投資法に規定する広く所有され、かつ、証券の分散投資を行い、又は賃料の取得を主たる目的として不動産に対して直接若しくは間接に投資を行う媒体（組合として設立されるものを除く。）をいう。

6　協定第二十一条5の規定に関し、同条5(c)の規定は、同一の締約国の居住者である者及び同一の締約国内で行う事業についてのみ適用することが了解される。

7　協定第二十一条9の規定に関し、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定には、次のものを含むことが了解される。

(a)　日本国については、日本国の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二章第四節の二並びに第三章第七節の四及び第二十四節

(b)　ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国の国際租税関連法第四編、第五編及び第七編、租税法第四十二条並びに所得税法第五十d条3

8　協定第二十二条の規定に関し、同条の規定は、ドイツの租税の額を日本国の事業税の額から控除することを日本国に対して義務付けるものと解してはならないこと及び日本国の租税の額をドイツ連邦共和国の営業税の額から控除することをドイツ連邦共和国に対して義務付けるものと解してはならないことが了解される。

9　協定第二十三条の規定に関し、同条の規定は、一方の締約国の企業と他方の締約国の企業との間における所得の連結又はこれに類する特典を認めることを当該一方の締約国に対して義務付けるものと解してはならないことが了解される。

10　協定第二十四条5の規定に関し、

(a)　両締約国の権限のある当局は、協定第二十四条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保することを図るための標準的な手続を合意によって定めるものとし、当該手続に従うために最善の努力を払う。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii)　各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び協定第二十四条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。

(iv)　両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、協定第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v)　各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c)　両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。